

国民健康保険と 各種医療制度受給者証等の更新

現在使用されている国民健康保険や各種医療制度の受給者証の有効期限は、七月三十一日(木)です。

八月一日(金)から使用する新しい受給者証等を交付します。申請書の提出が必要な場合もあります。忘れずに手続きを行ってください。

◆国民健康保険

〔七十歳から七十四歳までの方〕

①国民健康保険高齢受給者証

昨年所得に応じて自己負担割合を判定し、七月下旬に送付します。

受給者証は七十歳に到達した翌月(一日が誕生日の方はその月)から使用するものです。新たに対象年齢に到達される方には、事前に送付します。

②国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証

昨年所得に応じて継続できるかどうかを判定し、引き続き対象となる方のみ、七月下旬に送付します。

〔七十歳未満の方〕

①国民健康保険特定疾病療養受療証

認定疾病名が「人工腎臓(人工透析)を実施している慢性腎不全」の方は、昨年の所得に応じて自己負担限度額を判定し、受療証を七月下旬に送付します。

②国民健康保険限度額適用認定証

八月以降も認定証が必要な方は住民課窓口で申請してください。

◆後期高齢者医療

新しい保険証(オレンジ色)を七月中旬に簡易書留郵便で送付します。

また、後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの方、八月一日(金)以降も交付対象になる方には、新しい認定証を七月下旬に送付します。

◆母子家庭等医療

更新手続きのご案内を七月中旬に送付します。住民課で手続きを行ってください。提出書類を確認した後、窓口で新しい受給者証をお渡しします。

なお、母子家庭等医療は児童扶養手当に準じる所得制限があります。

▼受付期間 七月二十二日(火)～八月二十九日(金)▼受付窓口 役場一階

住民課▼必要書類 受給者証・健康保険証・更新申請書(住民課から送付します)・養育費に関する申告書(住民課から送付します)・印鑑

◆障害者医療・後期高齢者福祉医療

更新手続きのご案内を七月初旬に送付します。郵送または住民課で手続きを行ってください。提出書類を確認後、新しい受給者証を送付します。

▼受付期限 郵送：七月十八日(金)、窓口：七月三十一日(木)▼送付先 〒480-0292 (住所記載不要) 豊山町住民課国民健康保険・医療係▼必要書類 個人により異なりますので、案内文で確認してください▼問合せ 住民課国民健康保険・医療係 ☎28・0917

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料を決定しました

今年度分の国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料を決定しました。

七月中に納税(納入)通知書や決定通知書を送付します。

保険税、保険料の徴収は、年金の支給時に年金から天引きする特別徴収と、納付通知書か口座振替でお支払いいただく普通徴収の二種類の方法があります。納付方法は、金額や年金の受給状況などによって異なりますので、通知書でご確認ください。

普通徴収の方で口座振替を希望される方は、金融機関であらかじめ手続きが必要です。納税(納入)通知書に同封する口座振替依頼書をご利用ください。

▼問合せ 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料：住民課国民健康保険・医療係 ☎28・0917 介護保険料：福祉課高齢者・介護係 ☎28・0100

新川親子流域フォーラム 参加者を募集します

河川や総合治水について知っていたため、新川親子流域フォーラムを開催します。川での活動を通じて、親子で楽しみながら総合治水について学ぶことができます。夏休みのこの機会に、ぜひご参加ください。

▼とき 八月三日(日) 午前九時～午後四時頃(予定)▼集合場所 小牧市役所▼内 容 川にすむ生き物をさがそう・雨水を貯める施設を見に行こう・鴨田川排水機場を見に行こう▼参加資格 町内在住の小学四年生～六年生とその保護者▼参加費 無料(昼食を含む)※自宅から集合場所までの往復交通費は、参加者負担となります▼募集人数 四十組八十名▼申込方法 郵便はがき・FAX・電子メールのいずれかでご応募ください。「新川親子流域フォーラム参加希望」と明記し、郵便番号、住所、電話番号(当日の緊急連絡先として必要になります)、保護者の氏名、性別・年齢、お子様の氏名・性別・学年・年齢をご記入のうえ、豊山町役場建設課までお申し込みください。抽選により参加者を決定し、当落にかかわらず、七月二十三日頃までに郵送します▼申込期限 七月十五日(火)必着▼問合せ 建設課土木・農政係 ☎28・0380

FAX 29・3151